

## 別記第1号様式

北海道オホーツク総合振興局告示 第65号

### ( 入 札 の 公 告 )

次のとおり、道有林野産物売払一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年5月9日

北海道オホーツク総合振興局長 野村 博明

#### 1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び件数  
道有林野産物の売払い 8 物件
- (2) 入札物件明細  
別紙「入札物件明細」のとおり

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年北海道告示第713号に規定する林産物売払いの資格を有していること。
- (3) 道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、北海道が行う競争入札に関する指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の(2)の再審査結果の資格を有していること。
- (6) 北海道内に本店、支店、営業所を有すること。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。
- (8) 北海道林業事業体登録実施要領（平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通達）第3の規定による資格を有していること。
- (9) 第1号物件は、「緑の循環」認証会議（SGEC）によって認証林産物流通システム（分別・表示システム）における素材生産を認定業種として認定された事業者であること。  
なお、素材生産業を業種として認定されていない者にあつては、素材生産業の認定事業者に素材生産を行わせることを条件とする。

#### 3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次により交付する。

- (1) 配布期間 令和6年5月9日（木）から令和6年5月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 北見市青葉町2番10号  
北海道オホーツク総合振興局 東部森林室 森林整備課森林整備係
- (3) 配布方法 上記の場所で直接配布を受けるか、北海道オホーツク総合振興局東部森林室ホームページからも取得することができます。  
なお、送付又はファクシミリ等での配布は行わない。
- (4) 費用 無料とする。

#### 4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和6年5月9日(木)から令和6年5月23日(木)まで(休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 北見市青葉町2番10号  
北海道オホーツク総合振興局 東部森林室 森林整備課森林整備係
- (3) 提出方法 持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の3日前までに北海道オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課森林整備係に連絡の上送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けないものとする。

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所  
北見市青葉町2番10号 北海道オホーツク総合振興局東部森林室会議室
- (2) 入札日時  
令和6年6月14日(金) 10時00分
- (3) その他  
入札の執行に当たっては、北海道オホーツク総合振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書(道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査結果通知書)の写しを提示すること。

#### 6 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

#### 7 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) その他不明な点は、北海道オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課森林整備係(電話0157-24-6293)に照会すること。